

独立行政法人整理合理化計画を踏まえた措置状況等

資料3-3

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
国民生活センター	事務及び事業の見直し  【情報分析事業】 ○警戒すべき情報をいち早く発見できる業務の体制を構築することや緊急な情報が即時に提供されるようにすることなど業務の在り方を見直すこととする。これらの見直しについては、可能なものから早急に実施するとともに、パイオネットの設計に当たっては、業務体系を再構築した上で行うこととする。	・苦情相談の受付からPIO-NET登録までの期間を短縮するため、平成20年3月に臨時のPIO-NET運営連絡会議（出席者：メインセンター所長等）を開催し、消費生活センターにおいて受付情報の即時登録を実現する業務体系(案)を説明。 ・業務体系変更(案)に係る地方センター側の対応（文書管理に関する規定の整備、個人情報保護条例・セキュリティポリシーとの整合性）について、全国所長会議やブロック所長会議等の場で協力を要請し、合意形成を図った。	○	平成22年3月
	○その上で、全国消費生活情報ネットワーク・システム（パイオネット）を刷新し、苦情相談情報の収集期間の短縮と分析能力の向上を図るとともに、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、「早期警戒指標」を整備し、消費者、関係省庁、関係独立行政法人等への迅速な情報提供を行う。	・平成20年度においては、上記の業務体系の再検討を踏まえ、システム構成や相談員が入力や検索をする際に使用するソフトウェア等の全面的な見直しを盛り込んだシステム仕様書を作成し、総合評価落札方式の調達を実施した。 ・平成20年度においては、「分類・キーワード」の改定案を取りまとめ、これに対する消費生活センターの意見も踏まえた上で関連するマニュアルの改定版を作成し、全国の消費生活センターに配布した（平成21年度より改定した「分類・キーワード」による運用を開始）。 ・平成20年度においては、「早期警戒指標開発検討委員会」を設置して検討を行い、2つの指標（急増指標、特商法指標）を考案・作成した。作成した指標については、平成21年度から運用を開始しているところ。	○	平成22年3月
	○事故情報データベースを整備し、インターネットを活用する等、広範囲の消費者被害情報を収集するとともに、情報分析能力を強化し、消費者啓発を充実する。	・平成20年度においては、関係機関の保有する事故情報を一元的に収集するとともに、広く国民からも事故情報を収集する「事故情報データベース」の構築に向けて内閣府と協議し、国民生活審議会の意見をふまえた調達仕様書を作成し、入札公告を行った。平成21年度には開札を行い、システム構築に着手して運用開始を目指しているところ。	○	平成22年3月
	【相談調査事業】 ○消費者紛争の迅速・適正な解決と同種紛争の未然防止のために、裁判外紛争解決制度の整備については、認証紛争解決事業者の発展を阻害しないこと、法的効果の付与の必要性、国民生活センターが対象とする紛争の範囲等について十分に検討することとする。	・「独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律」の施行に向けて、紛争解決委員会の設置や業務規程・事務局体制の整備等を行い、平成21年4月から裁判外紛争解決手続を実施している。	◎	平成21年3月
	○消費者相談業務について、直接相談を実施しつつ、地方消費生活センターからの経由相談の解決能力の向上を図ることとする。	・法律相談、自動車相談、住宅相談に加え、平成20年度から新たに、金融・保険、情報通信、特商法に関する高度専門相談を開始した。また、平成20年4月から職員、相談員で構成するチーム制を敷き、専門的な相談の解決に向けた体制の充実・強化を図っているところ。	◎	平成21年3月
	【商品テスト事業】 ○我が国全体として必要な商品テストが確実かつ効率的に実施されるよう、消費者の生活実態に即して必要な商品テストを行うとともに、関係機関との連携強化、外部化を進め、企画立案業務を強化する。あわせて、商品テストの実施機関等の情報の収集・提供を行う。	・中期計画に基づき、危害・危険や偽装表示などの問題を有する商品について、事故状況などを反映したテストを迅速に行うとともに、3独立行政法人（製品評価技術基盤機構、農林水産消費安全技術センター、国立健康・栄養研究所）等関係機関との連携を図り、定型的なテスト（電気用品安全法等法律によってテスト方法が定まっているもの）を中心に外部化を推進しているところ。 ・全国のテスト機関が実施可能な商品や試験内容、保有する施設や機器等に関する情報、消費生活センターが実施した商品テスト情報を収集し、情報提供を実施しているところ。	◎	平成21年3月
	【教育研修事業】 ○消費生活専門相談員資格認定制度について、資格更新時に研修を受講させるなど制度の本来の趣旨・目的を踏まえた見直しを行うこととし、平成20年度内に一定の結論を得る。	・中期計画に基づき、平成20年度より資格更新講座を実施し、平成20年度は全国で19講座を実施し、201人が更新した。 ・消費生活専門相談員資格認定試験については、各地の地理的条件に配慮し、全国15カ所で開催した。	◎	平成21年3月
○研修施設・宿泊施設等の相模原事務所の企画・管理・運営業務について民間競争入札を実施、企業・消費者向けの教育・研修事業については官民競争入札を実施し、有効活用を図る。	・内閣府官民競争入札等監理委員会と調整のうえ、全国消費者フォーラム及び消費者問題・企業トップセミナーの実施に関する官民競争入札実施要項を作成し、平成21年10月より官民競争入札を導入する。 ・内閣府官民競争入札等監理委員会と調整のうえ、相模原事務所の企画・管理・運営の民間競争入札実施要項を作成し、入札を実施し、平成21年4月から3カ年の契約を締結した。	○	平成21年10月	

独立行政法人整理合理化計画を踏まえた措置状況等

資料3-3

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
	○研修業務の効果的かつ効率的な実施の観点から、消費者行政に携わる地方公共団体職員や消費生活相談員を対象とした研修に重点化を図るものとする。	・中期計画に基づき、地方公共団体の職員や消費生活相談員を対象とした研修に重点化を図りつつ研修を実施しているところ。平成20年度は49コース(全研修の91%)を開催。	◎	平成21年3月
	【国民生活センターの在り方の検討】 ○消費者・生活者の視点に立った行政への転換を進めていく中で、国民生活センターが、消費者問題全体に取り組む中心的な存在となるよう、今後の在り方について、国民生活審議会の意見も聞きつつ検討し、平成19年度内に結論を得る。	・消費者行政推進基本計画(平成20年6月27日閣議決定)(以下「基本計画」という。)において、「国民生活センターは、国の中核的実施機関として、消費者相談(国民生活センターへの直接相談や、消費生活センターから持ち込まれる困難事案の解決支援)、相談員等を対象とした研修、商品テスト等を拡充するとともに、PIO-NETを刷新し、事故情報データベースを創設するなどシステム整備を加速する。また、広域的な消費者紛争の解決(ADR)のための体制整備を進める。こうした取組と平行して、業務運営の改善、内部組織の見直しや関係機関との人事交流の拡大など運営面、組織面、人事面の改革を進める。」とされた。	◎	平成20年3月
	○国民生活センターが担う情報の収集・分析、相談、商品テスト等の業務全般に関し、関係機関との役割分担・連携等の具体的な方策について、内閣府が中心・中核となって関係省庁等と十分に協議し、関係者間で双方向に情報を交換することにより関係者が必要な情報を共有し、適切な役割分担の下で、それぞれの役割を有機的に果たせるための情報及び組織のネットワークを確立する。	・基本計画において、「消費者庁が消費者からの苦情相談に関する情報や被害情報等を一元的に収集した上で、調査・検査・試験等を、(独)製品評価技術基盤機構、(独)農林水産消費安全技術センター、(独)国立健康・栄養研究所等の関係機関に、機動的に要請できる仕組みについて早急に検討し、その結果、必要に応じて、関係法令における、独立行政法人等の関係機関の調査・検査・試験等の規定に関して所要の措置を採る。」とされた。	○	平成21年度
	運営の効率化及び自律化			
	【東京事務所】 ○東京事務所において実施する業務を精査しつつ、移転を含め、その在り方について検討する。	・「国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議(財務大臣主催)」の報告書(平成20年6月12日)において、東京事務所と合築となっている品川税務署の敷地を処分し移転することが盛り込まれたことを受け、消費者への情報提供や行政機関との連携等において東京事務所が果たしている役割を踏まえ、同事務所の機能が十分に発揮できるよう、消費者行政の強化につながる移転先の確保を図ることとした。	○	平成25年以降